

第4章 消防用設備等の技術基準

第10の4 複合型居住施設用自動火災報知設備

第4章 消防用設備等の技術基準

第10の4 複合型居住施設用自動火災報知設備

複合型居住施設用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準は、政令第21条、省令第23条、第24条及び第24条の2並びに火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和56年6月20日自治省令第17号。以下「感知器等規格省令」という。）、中継器に係る技術上の規格を定める省令（昭和56年6月20日自治省令第18号。以下「中継器規格省令」という。）、受信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和56年6月20日自治省令第19号）、自動火災報知設備の感知器の設置に関する選択基準について（平成3年12月6日消防予第240号）、地区音響装置の基準（平成9年6月30日消防庁告示第9号）、特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成20年12月26日総務省令第156号。以下「特定小規模施設省令」という。）、特定小規模施設用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成20年消防庁告示第25号。以下「特小自火報基準告示」という。）、複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成22年2月5日総務省令第7号。以下「複合型居住施設省令」という。）のほか、次による。

1 概要

共同住宅の一部を利用して小規模なグループホーム等の福祉施設を開設する場合、防火対象物全体が(16)項イに該当するため、当該建築物の共同住宅部分にも、新たな消防用設備等の設置や改修等が必要となり、新設時（建築同意時）にも福祉施設の入居を拒否されたり、あるいは、既存のものでも退去を求められるといった事態が懸念される。（第10の4-1表参照）

これらに対応するため、家具・調度等の可燃物、調理器具・暖房器具等の火気使用、入居者数等の他の一般住戸とはほぼ同様の形状の福祉施設については、一定の構造要件を満たした場合に、共同住宅等（(16)項イに掲げる防火対象物のうち、(5)項ロに掲げる防火対象物をいう。以下同じ。）の部分の自動火災報知設備の感知器、スプリンクラー設備及び誘導灯の設置を免除する規定が制定された。（第10の4-1図参照）

第10の4-1表〈福祉施設の入居による消防用設備等の設置基準の強化〉

項目	既存	項が移行した場合
用途	(5)項ロ（共同住宅）	(16)項イ（特定複合用途防火対象物）
自動火災報知設備	500㎡以上	300㎡以上
スプリンクラー設備	11階以上の階	11階建て以上の防火対象物の場合、すべての階
誘導灯	地階・無窓階・11階以上の階	すべての階
特例共同住宅等の省令（40号省令）	適用（耐火構造かつ内装制限をすれば、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備の設置免除）	適用されず

2 主な構成

- (1) 自動火災報知設備を設けたもの（複合型居住施設省令第3条第2項関係）（第10の4-2図参照）
- (2) 特小自火報を設けたもの（福祉施設等の床面積の合計が300㎡未満の複合型居住施設に限る。）（複合型居住施設省令第3条第2項ただし書き関係）（第10の4-3図参照）
- (3) 一定の区画を有することにより、共同住宅等部分の感知器の設置を免除したもの（複合型居住施設省令第3条第3項関係）
 - ア 受信機を設けるもの（第10の4-4図参照）
 - イ 受信機を設けないもの（第10の4-5図参照）

3 自動火災報知設備の緩和

- (1) 特小自火報の設置（複合型居住施設省令第3条第2項ただし書き関係）
- (2) 感知器免除

500㎡未満の防火対象物（特定一階段等防火対象物を除く。）における共同住宅等の部分の感知器は免除できる。ただし、発信機、表示灯及び地区音響装置は、省令第24条第5号及び第8号の2の規定を除き、免除で

第4章 消防用設備等の技術基準

第10の4 複合型居住施設用自動火災報知設備

きない。感知器が免除できない部分は、次のアからオまでのとおり。

- ア 受信機を設けない特小自火報（発信機、表示灯及び地区音響装置は不要）
- イ 地階、無窓階、3階以上の階で床面積が300㎡以上
- ウ 道路の用に供される部分で、床面積が屋上600㎡以上、その他の部分は400㎡以上
- エ 地階又は2階以上の階のうち駐車のに供する部分がある階で床面積200㎡以上
- オ 11階以上の階

4 一定の区画により、共同住宅等部分の感知器を免除する場合の取扱い（複合型居住施設省令第3条第3項関係）

(1) 複合型居住施設の区画等（第10の4-6図参照）

複合型居住施設に一定の区画等が必要とされるのは、福祉施設等の部分以外の部分に感知器を設置しない場合である。なお、特小自火報を防火対象物の全体に設置する場合（自動火災報知設備又は居住型福祉施設の床面積の合計が300㎡未満の場合に限る。）は、福祉施設等に一定の区画等をする必要はない。

ア 複合型居住施設省令第3条第3項第2号に規定する「地上に通ずる主たる廊下その他の通路」には、福祉施設等及び共同住宅等の共用部分である吹きさらしの廊下も含まれる。

イ 複合型居住施設省令第3条第3項第3号に規定する開口部の例は、第10の4-7図のとおり。この場合において、バルコニー等（バルコニーその他これに類するものをいう。）側の開口部は含まれない。

ウ 直接外気に開放された廊下に面する直径0.15m以上の換気口等には、防火設備（火災により煙が発生した場合又は火災により温度が急激に上昇した場合に自動的に閉鎖するものに限る。）を設けること。

エ 複合型居住施設省令第3条第3項第4号かっこ書きに規定する「2以上の異なった経路により避難することができる部分」とは、当該福祉施設等から、少なくとも1以上の避難経路を利用して階段まで安全に避難できるようにするため、2以上の異なった避難経路（避難上有効なバルコニーを含む。）を確保していると認められるものをいう。（第10の4-8図参照）

オ 複合型居住施設省令第3条第3項第5号に規定する「主たる出入口が、直接外気に開放され、かつ、福祉施設等における火災時に生ずる煙を有効に排出することができる廊下、階段その他の通路に面していること。」とは、構造類型告示第4第2号(4)又は(5)に掲げるもの、又は避難階において出入口が直接地上に通じている通路等をいう。（第10の4-9図参照）

(2) 警戒区域

ア 第10自動火災報知設備第2を準用する。

イ 各階ごとに発信機を設ける場合は、各階ごとに別の警戒区域を設定する。●（第10の4-10図参照）ただし、特小自火報を設置する場合（福祉施設等の床面積が300㎡未満の複合型居住施設に限る。）は、第10の3特定小規模施設用自動火災報知設備第4(1)の例による。

(3) 受信機

第10自動火災報知設備第3を準用する。

(4) 感知器

ア 第10自動火災報知設備第4を準用する。

イ 特小自火報を設置する場合（福祉施設等の床面積が300㎡未満の複合型居住施設に限る。）は、第10の3特定小規模施設用自動火災報知設備第6を準用する。なお、連動型警報機能付感知器を設け、受信機を設置しない場合は、共同住宅等部分を含め感知器を設ける必要がある。

(5) 中継器

第10自動火災報知設備第5を準用する。

(6) 発信機

第10自動火災報知設備第6を準用する。なお、居住型福祉施設の部分に一定の区画等をした場合は、共同住宅等の部分の感知器設置を免除できるが、発信機は防火対象物全体に設ける必要がある。

(7) 地区音響装置

第10自動火災報知設備第7を準用する。なお、居住型福祉施設の部分に一定の区画等をした場合は、共同住宅等の部分の感知器設置を免除できるが、地区音響装置は防火対象物全体に設ける必要がある。

(8) 配線

第10自動火災報知設備第9を準用する。ただし、特小自火報を設置する場合は、第10の3特定小規模施設

第4章 消防用設備等の技術基準

第10の4 複合型居住施設用自動火災報知設備

用自動火災報知設備第 11 を準用する。

- (9) 電源
常用電源及び非常電源は、第 10 の 3 特定小規模施設用自動火災報知設備第 10 を準用する。
- (10) 自動火災報知設備と火災通報装置等の接続
第 10 自動火災報知設備第 10 を準用する。
- (11) 蓄積付加装置
第 10 自動火災報知設備第 11 を準用する。

5 複合型居住施設に自動火災報知設備を設ける場合の取扱い

- (1) 複合型居住施設の区画等
第 4 に規定する一定の区画がなくても、自動火災報知設備を設置することができる。
- (2) 警戒区域
第 10 自動火災報知設備第 2 を準用する。
- (3) 受信機
第 10 自動火災報知設備第 3 を準用する。
- (4) 感知器
第 10 自動火災報知設備第 4 を準用する。
- (5) 中継器
第 10 自動火災報知設備第 5 を準用する。
- (6) 発信機
第 10 自動火災報知設備第 6 を準用する。
- (7) 地区音響装置
第 10 自動火災報知設備第 7 を準用する。
- (8) 配線
第 10 自動火災報知設備第 9 を準用する。
- (9) 自動火災報知設備と火災通報装置等の接続
第 10 自動火災報知設備第 10 を準用する。
- (10) 蓄積付加装置
第 10 自動火災報知設備第 11 を準用する。

6 複合型居住施設に特定小規模施設用自動火災報知設備を設ける場合の取扱い

- (1) 福祉施設等の部分が 300 m²未満である場合は、第 4 に規定する一定の区画がなくても、特小自火報を設置することができる。この場合において、受信機を設けないものは、共同住宅等の部分の感知器を免除してはならない。（第 10 の 4 -11 図参照）
- (2) 警戒区域
第 10 の 3 特定小規模施設用自動火災報知設備第 4 を準用する。
- (3) 受信機
第 10 の 3 特定小規模施設用自動火災報知設備第 5 を準用する。

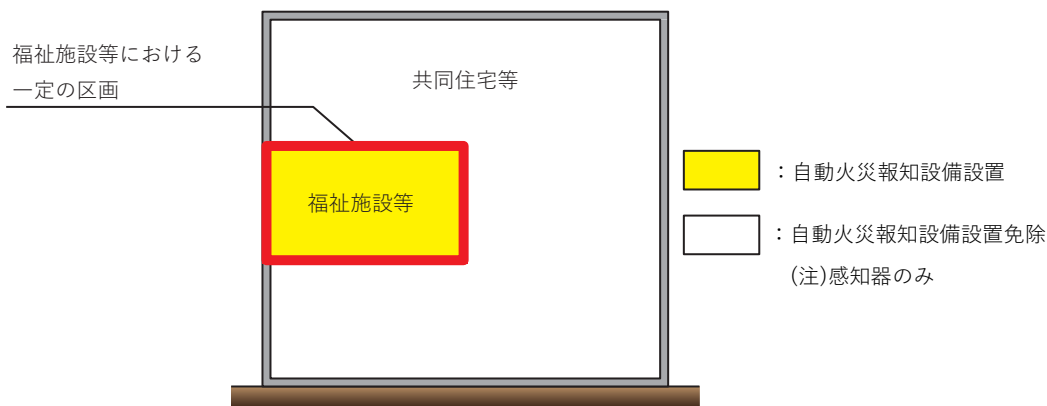
第4章 消防用設備等の技術基準

第10の4 複合型居住施設用自動火災報知設備

- (4) 感知器
第10の3 特定小規模施設用自動火災報知設備第6を準用する。
- (5) 中継器
第10の3 特定小規模施設用自動火災報知設備第7を準用する。
- (6) 発信機
第10の3 特定小規模施設用自動火災報知設備第8を準用する。
- (7) 地区音響装置
第10の3 特定小規模施設用自動火災報知設備第9を準用する。
- (8) 電源
常用電源及び非常電源は、第10の3 特定小規模施設用自動火災報知設備第10を準用する。
- (9) 配線
第10の3 特定小規模施設用自動火災報知設備第11を準用する。
- (10) 自動火災報知設備と火災通報装置等の接続
第10 自動火災報知設備第10を準用する。

第4章 消防用設備等の技術基準

第10の4 複合型居住施設用自動火災報知設備

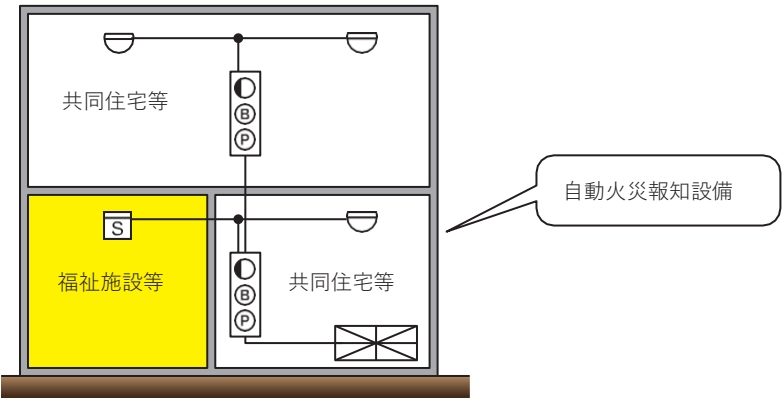


延べ面積が 500 ㎡未満の防火対象物

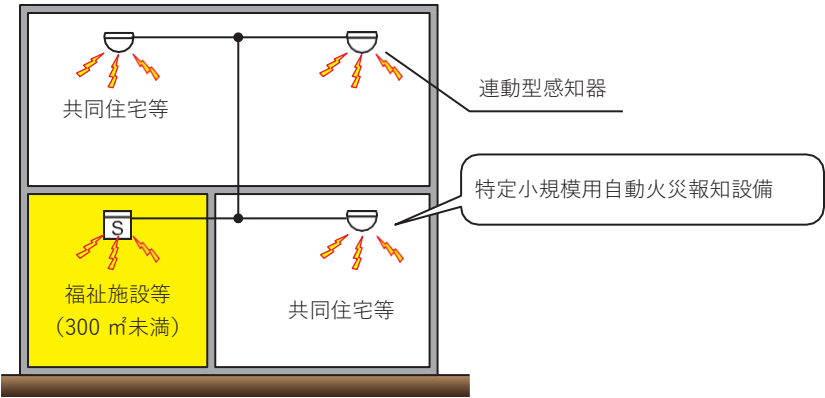
(特定一階段等防火対象物を除く。)

上記による感知器免除のほか、福祉施設等の部分が 300 ㎡未満である場合には、上記一定の区画がなくとも特定小規模施設用自動火災報知設備を設置することが可能（この場合において、受信機が設けられていないシステムにあっては、共同住宅等の部分の感知器免除は不可）

第 10 の 4 - 1 図



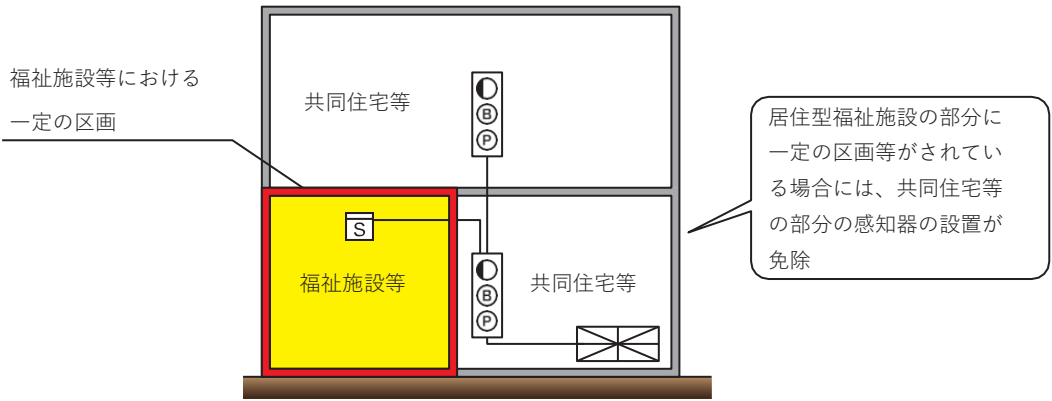
第 10 の 4 - 2 図



第 10 の 4 - 3 図

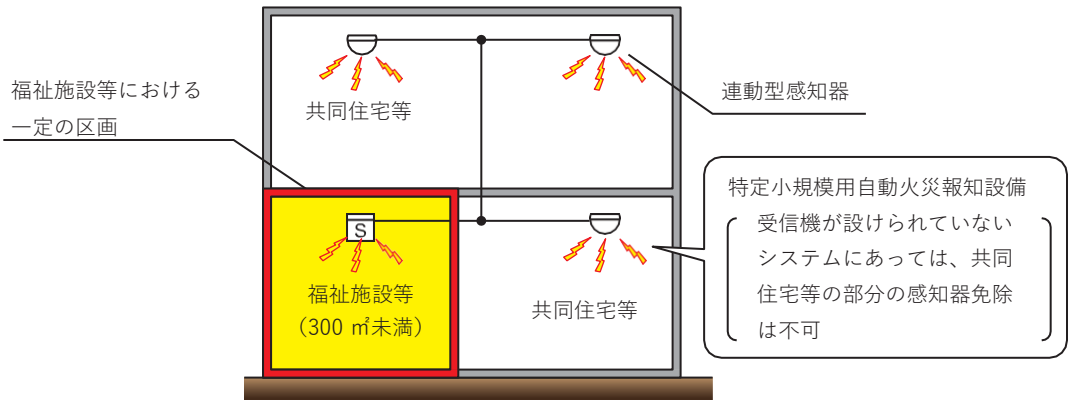
第4章 消防用設備等の技術基準
第10の4 複合型居住施設用自動火災報知設備

(受信機を設けるもの)



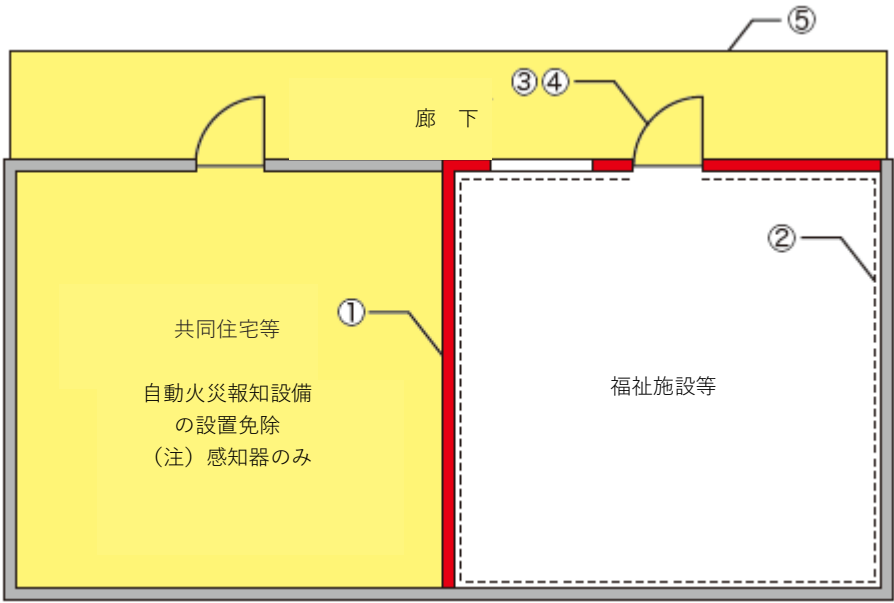
第 10 の 4 - 4 図

(受信機を設けないもの)



第 10 の 4 - 5 図

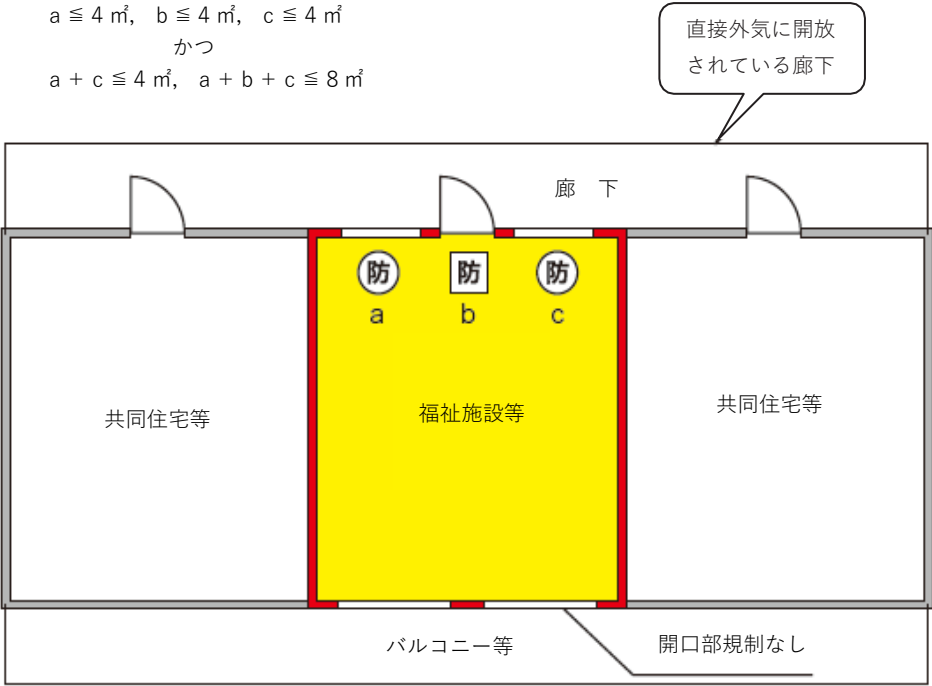
第4章 消防用設備等の技術基準
第10の4 複合型居住施設用自動火災報知設備



- ① 福祉施設等の居室を、準耐火構造の壁及び床（3階以上にあつては、耐火構造の壁及び床）で区画する。
- ② 福祉施設等の壁及び天井の仕上げを難燃材料（地上に通ずる主たる廊下にあつては準不燃材料）とする。
- ③ 常時閉鎖式又は随時閉鎖式の防火戸（3階以上の場合、特定防火戸）を設置する。
- ④ 開口部の面積の合計が8㎡以下であり、かつ、一の開口部の面積が4㎡以下とする。
- ⑤ 直接外気に開放され、かつ、煙を有効に排出することができること。

第10の4-6図

○開口部の大きさ
 $a \leq 4 \text{ m}^2$, $b \leq 4 \text{ m}^2$, $c \leq 4 \text{ m}^2$
かつ
 $a + c \leq 4 \text{ m}^2$, $a + b + c \leq 8 \text{ m}^2$



防：常時閉鎖式又は随時閉鎖式の防火戸
(注) 3階以上の階 特定防火戸

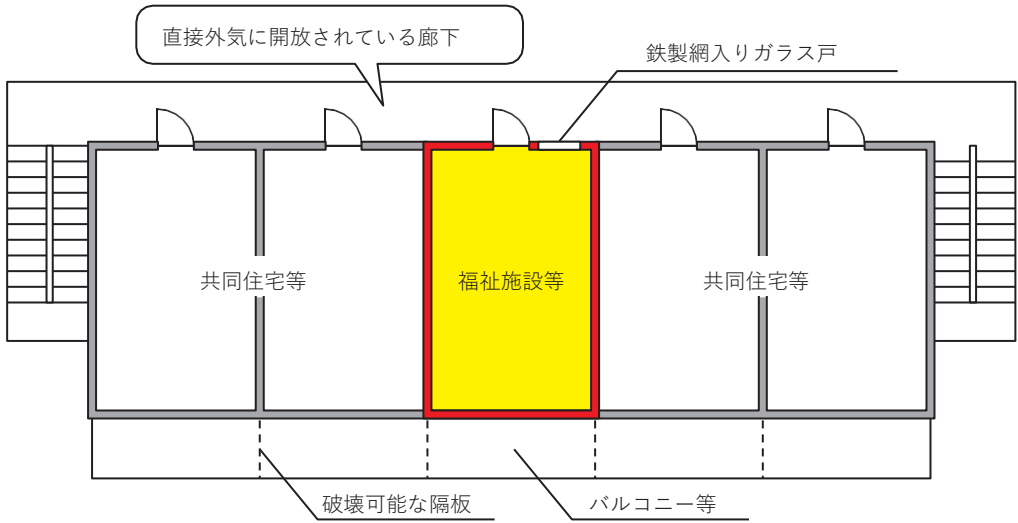
防：鉄製網入りガラス入り戸

第10の4-7図

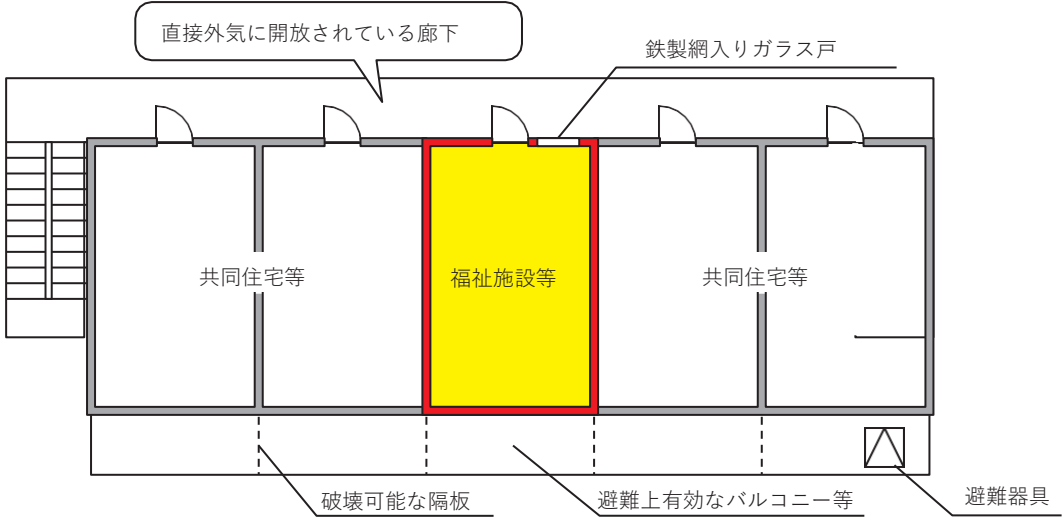
第4章 消防用設備等の技術基準

第10の4 複合型居住施設用自動火災報知設備

(廊下の端部に設けられた階段により、階段まで避難上有効に避難できる場合の例)



(避難上有効なバルコニーに設けられた避難器具により、避難階まで避難上有効に避難できる場合の例)

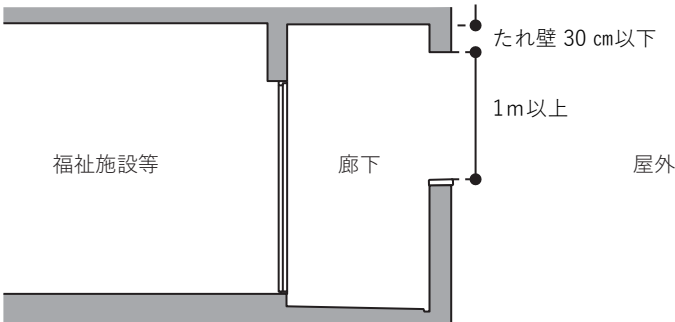


第 10 の 4 - 8 図

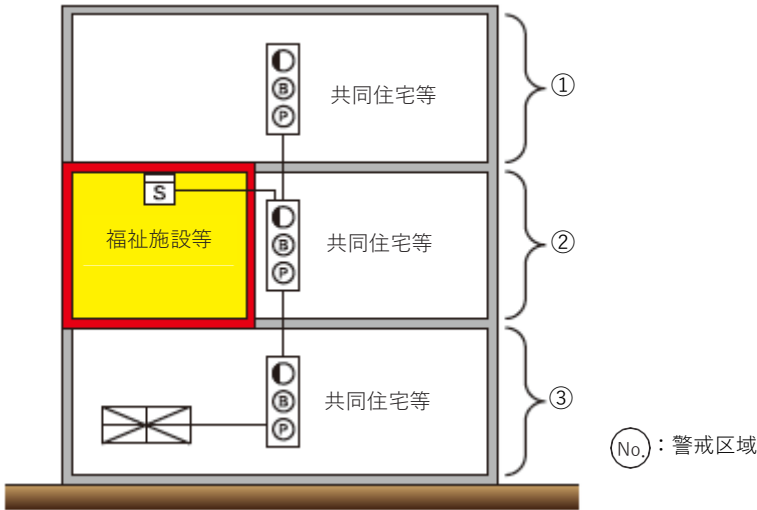
第4章 消防用設備等の技術基準

第10の4 複合型居住施設用自動火災報知設備

(直接外気に開放され、かつ、福祉施設等における火災時に生ずる煙を有効に排出することができる廊下の例(断面図))

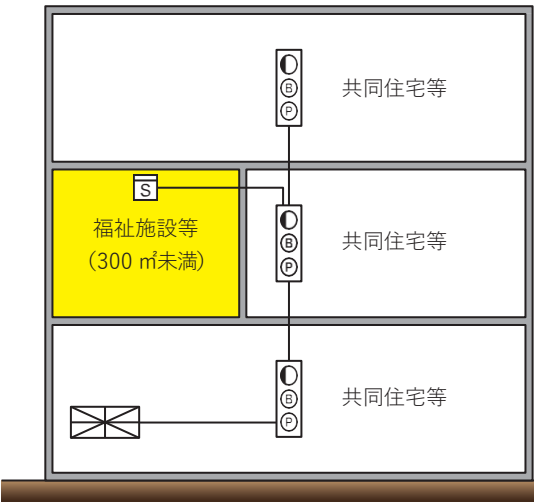


第 10 の 4 - 9 図

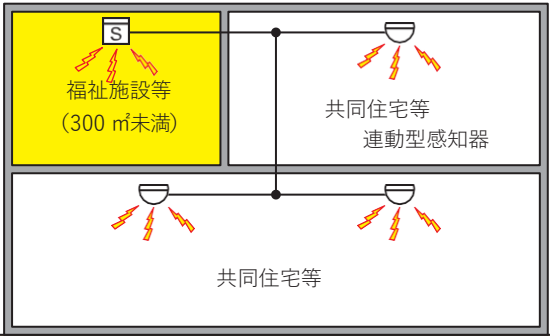


第 10 の 4 - 10 図

(受信機が設けられている場合の例)



(受信機が設けられていない場合の例)



第 10 の 4 - 11 図